

(システム施行)

保 体 号 外  
令和8年5月12日

各県立学校長 殿

保健体育安全課長  
(公印省略)

移動を伴う部活動の事故防止について (通知)

過日、他県の高校において、部活動の遠征中に、生徒を乗せたマイクロバスが高速道路でガードレールなどに衝突し、生徒1名が亡くなる痛ましい事故が発生しました。

県教育委員会といたしましては、事故防止に向けて取り組んでいるところではございますが、各校でも下記事項について確認いただき、事故防止の徹底に努めるようお願いいたします。

記

- 1 原則として、児童生徒を教職員や部活動指導員等の自家用車等に同乗させないこと。
- 2 移動を伴う活動の際には、主に公共交通機関等を利用すること。
- 3 やむを得ず車両を使用する場合は、任意保険の加入や保護者の承諾を確認すること。
- 4 バス会社に運行を依頼する場合には、以下の点について確認すること。
  - (1) 書面により、適切な契約を取り交わすこと。
  - (2) 事業用自動車(緑ナンバー)の車両を依頼すること。
  - (3) バス運行に係る安全体制について確認すること。
- 5 各校の危機管理マニュアル等に基づき、安全管理体制を整えること。

担当	学校体育班 門脇・西村
TEL	022-211-3667
FAX	022-211-3796
Mail	hokenat@pref.miyagi.lg.jp